

(別紙)

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
に基づく政省令に規定する内容(案)

第1章 総則

1. 特定特殊自動車の定義について(法第2条第1項関係)

(1) 特定特殊自動車は次に掲げるものとする

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車(法第2条第1項第1号に規定)

構造が特殊な自動車であって政令で定めるもの(自動車であるものに限る。)

- ・連続式バケット掘削機
- ・くい打ち機及びくい抜き機
- ・アースオーガー
- ・タワークレーン
- ・ドリルジャンボ
- ・その他特殊の用途に使用するために製作された自動車として主務大臣が定めるもの
なお、主務大臣が定めるものは、下記に掲げる構造上の要件のいずれかを満足するものとする。ただし、専ら乗用の用に供する自動車及び道路運送車両法の規定により型式認証等を受けた自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)は除くものとする。

一 車体に備えた原動機等の動力を用いて作業装置を作動させることができる構造であって、構造装置が次のいずれかに該当していること。

- イ カタピラを有するもの
- ロ 駆動車輪を左・右独立して制動又は駆動できる構造のもの
- ハ 全ての車輪により操向できる構造のもの
- ニ 後輪により操向できる構造のもの
- ホ 運転者席の向きが作業時において後方へ旋回できる構造のもの
- ヘ 車体が屈折することにより操向できる構造のもの
- ト かじ取り車輪を油圧のみを用いて作動させることにより操向する構造のもの
- チ 車軸がセンターピボッド方式のもの
- リ 車軸がヨーク回転方式のもの
- ヌ 車軸が脚柱回転方式のもの
- ル 車軸がリーニング機構方式のもの
- ヲ 車体が屈折するもの
- ワ 車体が伸縮するもの
- カ 前後の車台の間に、前後の車台がねじれることにより回転する軸を有するもの

二 建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に定める運搬車であって、構造及び装置が次の要件に該当しているもの。

- イ 原動機等の動力を用いて物品積載装置を傾斜させることにより積載物を物品積載装置から下ろすことができる機構を有するものであること

ロ 構造及び装置が次の全てに該当していること

かじ取装置に全油圧式ステアリングシステムを有するもの

主制動装置に湿式多板ディスクブレーキを有するもの

自動車の大きさが幅 3.5m 又は高さ 4.3m を超えるもの

(2) 次に掲げるものは、特定特殊自動車から除かれるものとする

- ・自衛隊の使用する自動車のうち、道路運送車両法に規定する大型特殊自動車、防衛庁長官の申し出により主務大臣が指定した自動車
- ・ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車以外の自動車

2 . 特定原動機の定義について（法第 2 条第 2 項関係）

特定原動機とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される特定特殊自動車排出ガスの発散防止装置とする。

3 . 特定特殊自動車排出ガスの定義について（法第 2 条第 3 項関係）

特定特殊自動車排出ガスとは、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物、粒子状物質とする。

第 2 章 特定原動機及び特定特殊自動車

第 1 節 特定原動機の型式指定等

1 . 特定原動機技術基準について（法第 5 条関係）

特定原動機技術基準は下記のとおりとする。

- ・特定原動機は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を多量に発散しないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し主務大臣が告示（* 1）で定める基準に適合するものであること。
- ・これらの規定に適合させるために特定原動機に備える特定特殊自動車排出ガスの発散防止装置は、当該装置の機能を損なわないものとして、構造、機能、性能に関し主務大臣が告示（* 2）で定める基準に適合するものであること。
- ・これらの基準は、告示（* 3）で定める燃料が使用される場合に特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止が図られるように定めるものとする。

（* 1）「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第 6 次答申）中央環境審議会」（平成 15 年 6 月 30 日）に基づき、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）における大型特殊自動車、小型特殊自動車の排出ガス基準と整合を図り規定する。

（* 2、* 3）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示 619 号）と整合を図り規定する。

2 . 型式指定の申請について（法第 8 条関係）

（1）特定原動機の型式指定（法第 6 条第 1 項の指定）を申請する者は、次の事項を記載した申請書及び次の添付書類を主務大臣に提出しなければならないこととする。なお、法第 19 条の登録特定原動機検査機関が特定原動機検査事務を行う場合にあっては登

録特定原動機検査機関に対し、その写しを提出することとする。

また、主務大臣又は登録特定原動機検査機関は、下記のほか、申請者に対し、指定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができることとする。

申請書の記載事項

- 一 特定原動機の名称及び型式
- 二 指定申請者の氏名又は名称及び住所
- 三 主たる製作工場の名称及び所在地
- 四 登録特定原動機検査機関が特定原動機検査事務を行うことができる場合にあつては、特定原動機検査事務を行わせる登録特定原動機検査機関の名称

添付書類

- 一 申請に係る特定原動機の構造及び性能を記載した書面
- 二 申請に係る特定原動機の外観図
- 三 特定原動機技術基準に適合することを証する書面
- 四 品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面（指定申請者が日本工業規格 Q9001 の規定に適合している場合（申請に係る特定原動機に関し、主たる製作工場が適合している場合に限る。）にあつては、当該規定に適合していることを証する書面）
- 五 特定原動機を取り付けることができる特定特殊自動車の範囲を限定する場合にあつては、当該特定原動機を取り付けることができる特定特殊自動車の範囲
- 六 点検整備方式を記載した書面
- 七 指定申請者が申請に係る特定原動機に法第 7 条第 1 項に規定する表示を付する場合にあつては、表示位置及び表示方式を記載した図面
- 八 特定原動機を製作することを業とする者から特定原動機を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

(2) 申請時には、主務大臣（登録特定原動機検査機関が特定原動機検査事務を行う場合には登録特定原動機検査機関）に対して、申請に係る特定原動機であつて運転していないもの及び主務大臣が告示（*4）で定めるところにより運転したものを提示しなければならないこととする。ただし、主務大臣の定めるところにより運転したものは、主務大臣が定める書面の提出をもって提示に代えることができることとする。なお、主務大臣が定める書面は、下記のとおりとする。

- 一 主務大臣が告示で定めるところにより運転を行ったことを証する書面又はその運転により特定原動機に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請特定原動機に生じさせる運転を行ったことを証する書面
- 二 上記の運転を行った申請特定原動機が、特定原動機技術基準に適合していることを証する書面

(*4) 「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第 6 次答申）中央環境審議会」（平成 15 年 6 月 30 日）に基づき、道路運送車両法（昭和 26 年法律 185 号）における大型特殊自動車、小型特殊自動車と整合を図り規定する。

(3) 型式指定の申請は、排出ガス基準が定められているもの（軽油、ガソリン又は液化

石油ガスを燃料とするもので、定格出力に応じた基準値の定めのあるもの)に限って行うことができることとする。

3．型式指定特定原動機とみなす特定装置について（法第6条第7項関係）

装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）で規定する一酸化炭素等発散防止装置であって、道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けたもの（特定原動機技術基準と同等の基準に適合するもの）は、型式指定特定原動機とみなすこととする。

4．型式指定特定原動機の表示について（法第7条第1項関係）

- ・型式指定特定原動機に付す表示の内容について規定する。
- ・表示は、型式指定特定原動機に、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならないこととする。

5．品質管理の記録の保存について

指定を受けた特定原動機の製作等を業とする者（指定事業者）は、当該特定原動機が指定を受けた型式としての構造及び性能を有するようにならなければならないこととする。この場合において、指定事業者は、当該型式指定特定原動機が均一性を有するようにするために行う検査等の結果を検査の日から5年間保存しなければならないこととする。

6．変更の届出について

- ・指定事業者は、申請書又は上記2（1）の添付書類四の書面の記載事項に変更があった場合は、その旨を記載した届出書を、変更後遅滞なく主務大臣に届け出なければならないこととする。
- ・指定事業者は、型式指定を受けた特定原動機の製作等を行わなくなった場合は、30日以内に主務大臣に届け出なければならないこととする。この場合、主務大臣は指定を取り消すことができることとする。ただし、取消しの日までに製作等をした特定原動機については取消しの効力は及ばないこととする。

7．変更の承認について

指定事業者は、上記2（1）の添付書類（四を除く。）の記載事項について変更したときは、申請書及び変更に関する資料を主務大臣に提出し、その変更の承認を申請することができることとする。この場合、承認は、承認に係る特定原動機の型式が、指定を受けた特定原動機と同一であり、かつ、当該特定原動機の提示を求める必要がないと認められる場合に行うこととする。

8．指定通知書等の交付について

下記の場合には、通知書を交付することとする。

- ・法第6条第1項による指定を行ったとき。
- ・上記「7．変更の承認について」の承認を行ったとき。

- ・法第6条第5項又は第6項による指定の取消しを行ったとき。

9．指定番号等の告示について

- ・指定又は指定の取消しをしたときは、
指定の番号
特定原動機の名称及び型式
特定原動機を取り付けることができる特定特殊自動車の範囲
指定事業者の氏名又は名称及び住所
について告示することとする。
- ・上記に変更があった場合には、その旨を告示することとする。

第2節 特定特殊自動車の型式届出等

1．特定特殊自動車技術基準について（法第9条関係）

特定特殊自動車技術基準は次のとおりとする。

- ・特定特殊自動車は、使用中ばい煙又は有害なガスを多量に発散しないものであること。
- ・特定特殊自動車は、特定原動機の機能を損なわないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し主務大臣が告示で定める基準（*5）に適合するものであること。
- ・搭載された特定原動機について、取り付けることができる特定特殊自動車の範囲が限定されている場合にあつては、特定特殊自動車が、当該範囲に応じたものであること。
- ・搭載された特定原動機の取付けが確実であること。

（*5）「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第6次答申）中央環境審議会」（平成15年6月30日）に基づき、道路運送車両法（昭和26年法律185号）の大型特殊自動車、小型特殊自動車と整合を図り規定する。

2．特定特殊自動車の型式届出について（法第10条第1項関係）

特定特殊自動車の型式届出（法第10条第1項）に添付する書類及び図面は次のとおりとする。

- 一 特定特殊自動車の構造、装置及び性能を記載した書面
- 二 特定特殊自動車の外観図
- 三 特定特殊自動車技術基準に適合していることを証する書面
- 四 点検整備方式を記載した書面
- 五 特定特殊自動車を製作することを業とする者から特定特殊自動車を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写
- 六 特定特殊自動車の届出をした者が届出に係る特定特殊自動車に基準適合表示を付する場合にあつては、表示位置及び表示方式を記載した図面

3．点検整備方式の周知について

特定特殊自動車の型式届出をした者は、当該特定特殊自動車の点検整備方式を使用者に対し周知させるための措置を講じなければならないこととする。

4．検査成績の記録等について（法第11条第2項関係）

届出をした者は、法第10条第1項第4号の確認方法に従い行った検査の記録を検査の日から5年間保存しなければならないこととする。

5．基準適合表示について（法第12条第1項関係）

- ・基準適合表示の内容について規定する。
- ・表示は、型式届出特定特殊自動車に、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならないこととする。

6．基準適合表示を付することができる同等の義務について（法第12条第2項関係）

法第11条第2項の規定による義務と同等なものは、下記のとおりとする。

- ・自動車型式指定規則（昭和28年運輸省令第85号）第9条の規定による完成検査の成績及び完成検査終了証の発行の事実の記録
- ・道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の3第5項の規定による検査対象外軽自動車等に対する型式認定番号標の表示、原動機に対する総排気量又は定格出力の表示
- ・道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の排出ガス検査終了証の発行

7．少数生産車の承認について（法第12条第3項関係）

（1）法第12条第3項の政令で定める台数は、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、30台とする。

（2）少数生産車の基準（法第12条第3項）は、次のとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当する排出ガス性能を有するものであること。
 - イ 特定原動機技術基準が改正された場合において、改正後の特定原動機技術基準が適用される前に法第十二条第一項又は第二項の規定により基準適合表示を付することができることとされていたものであること。
 - ロ 型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するものとして主務大臣が告示で定める基準に適合するものであること。（主務大臣が告示で定める基準は、軽油を燃料とする原動機であって定格出力が19 kW以上37 kW未満のものについては InterimTier 又は Stage A とし、37 kW以上560 kW未満のものについては Tier 又は Stage A とする。）
- 二 法第12条第3項の承認（以下「少数生産車の承認」という。）を申請する者（以下「承認申請者」という。）が、当該承認の申請日の属する年度の前2年度内の各年度において、当該承認に係る特定特殊自動車と同一の型式に属する特定特殊自動車の製作等をした台数がいずれも30台以下であること。
- 三 承認申請者と密接な関係のある者が、承認を受けようとする特定特殊自動車と同一の型式に属する特定特殊自動車について少数生産車の承認を受けていないこと。

（3）少数生産車の承認を受けようとする者は次の事項を記載した申請書及び次の添付書類を主務大臣に提出しなければならないこととする。また、主務大臣は、下記のほか、申請者

に対し、承認に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができることとする。

申請書の記載事項

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 当該特定特殊自動車の車名及び型式
 - 三 当該特定特殊自動車に係る特定原動機の型式
 - 四 当該特定特殊自動車の承認の申請日の属する年度の前2年度内の各年度の製作等台数
 - 五 当該特定特殊自動車の承認の申請日の属する年度の製作等台数
- 添付書類

- 一 特定特殊自動車の構造、装置及び性能を記載した書面
- 二 特定特殊自動車の外観図
- 三 型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するものとして承認を申請する場合（上記（2）・一・ロに該当する場合）にあっては、型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有することを証する書面
- 四 承認申請者が申請に係る特定特殊自動車に法第12条第3項に規定する表示を付する場合にあっては、表示位置及び表示方式を記載した図面

- (4) 特定原動機の型式その他主務大臣が告示で定める要件のすべてが同一である特定特殊自動車は、同一の型式に属するものとする。
- (5) 少数生産車の承認は、承認の申請日の属する年度に承認に係る特定特殊自動車の製作等をした台数が30台以下であり、かつ、上記（2）の基準に適合すると認められる場合に行うこととする。
- (6) 少数生産車の承認を受けた者は、毎年度、主務大臣に次に掲げる事項を記載した前年度分の報告書を4月30日までに提出しなければならないこととする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 当該特定特殊自動車の車名及び型式
 - 三 前年度において製作等をした台数
 - 四 承認後に製作等をした台数
- (7) 承認後に製作等をした台数が100台に達したときは、その承認は、効力を失うものとする。この場合において、承認後に製作等をした台数が100台に達したときまでに製作等をした特定特殊自動車については、失効の効力は及ばないものとする。また、承認事業者はその旨を記載した届出書を承認後に製作等をした台数が100台に達した日から30日以内に主務大臣に届け出なければならないこととする。
- (8) 承認事業者は、承認を受けた型式の特定特殊自動車の製作等をしなくなったときは、その旨を記載した届出書を当該型式の特定特殊自動車の製作等をしなくなった日から30日以内に主務大臣に届け出なければならないこととする。この場合、主務大臣はその承認を取り消すことができることとする。ただし、製作等をしなくなった日までに製作等をした特定特殊自動車については取消しの効力は及ばないものとする。
- (9) 承認事業者が上記（1）の台数を超過する特定特殊自動車の製作等をしたとき又は承認を受けた特定特殊自動車があつて上記（2）の基準に適合しなくなったときは、主務大臣は、そ

の承認を取り消すことができることとする。この場合において、主務大臣は、取消しの日までに製作等をした特定特殊自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができることとする。

- (10) 承認事業者は、上記(3)の申請書の記載事項に変更があった場合は、その旨を記載した届出書を、変更後遅滞なく主務大臣に届け出なければならないこととする。
- (11) 承認事業者は、上記(3)の添付書類の記載事項について変更したときは、変更に関する資料を主務大臣に提出し、その変更の承認を申請することができることとする。この場合において、変更の承認は、当該承認に係る特定特殊自動車の型式が、その承認を受けた特定特殊自動車の型式と同一と認められる場合に行うこととする。
- (12) 下記の場合には、通知書を交付することとする。
 - ・法第12条第3項による承認を行ったとき。
 - ・上記(9)の承認の取消しを行ったとき。
 - ・上記(11)の変更の承認を行ったとき。
- (13) 承認若しくは承認の取消しをしたとき又は上記(7)の届出があったときは、承認の番号、特定特殊自動車の名称及び型式、承認事業者の氏名又は名称及び住所について告示することとする。また、上記に変更があった場合には、その旨を告示することとする。
- (14) 少数特例表示の内容について規定する。また、表示は、承認を受けた少数生産車に、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならないこととする。

8. 改善措置の届出等について

(1) 改善措置の届出

届出事業者及び承認事業者は、その製作等をした同一の型式の一定の範囲の特定特殊自動車の構造、装置又は性能が技術基準（特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準（法第12条第3項の規定による承認を受けた少数生産車にあつては、少数生産車の基準））に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該特定特殊自動車について、技術基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は技術基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、主務大臣に次に掲げる事項を届け出なければならないこととする。

- 一 技術基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因
- 二 改善措置の内容
- 三 上記一、二に掲げる事項を当該特定特殊自動車の使用者に周知させるための措置

(2) 変更の指示

主務大臣は、前項の規定による届出に係る改善措置の内容が、当該特定特殊自動車について、技術基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は技術基準に適合させるために適切でないとき、当該届出をした特定特殊自動車製作等事業者に対し、その変更を指示することができることとする。

第3章 特定特殊自動車の使用の制限等

1．法第17条第1項ただし書の主務大臣の確認について

(1) 法第17条第1項ただし書の確認を受けようとする者(以下「確認申請者」という。)は、主務大臣に対し、次の事項を記載した申請書及び次の添付書類を、登録特定特殊自動車検査機関が特定特殊自動車検査事務を行う場合にあっては登録特定特殊自動車検査機関に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定特殊自動車を、主務大臣(登録特定特殊自動車検査機関が特定特殊自動車検査事務を行う場合にあっては登録特定特殊自動車検査機関)に提示しなければならないこととする。

また、主務大臣又は登録特定特殊自動車検査機関は、下記のほか、確認申請者に対し、確認に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができることとする。

申請書の記載事項

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・当該特定特殊自動車の車名及び型式
- ・特定特殊自動車の製造番号その他当該特定特殊自動車を識別することができる事項

添付書類

- ・特定特殊自動車の外観図

(2) 主務大臣は、確認をしたときは、確認申請者に確認証を交付するものとする。

(3) 特定特殊自動車の使用者は、確認証の交付を受けたときは、これを所持し、国の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならないこととする。

(4) 特定特殊自動車の使用者は、確認証を滅失し、又は、き損したときは、再交付申請書を提出して、その再交付を受けることができることとする。

2．使用の制限の適用除外(法第17条第2項関係)

次の場合は、法第17条柱書の使用制限の規定は適用しないものとする。

- ・試験研究(当該特定特殊自動車に係るものに限る。)の目的で使用する場合
- ・使用の開始後に法第15条の規定により基準適合表示が失効した場合
- ・災害復旧又は人命保護のため緊急を要する場合であって、あらかじめ主務大臣の確認を受けるいとまがないとき
- ・特定原動機技術基準が定められていない特定原動機を搭載する特定特殊自動車を使用する場合

第4章 登録特定原動機検査機関及び登録特定特殊自動車検査機関

第1節 登録特定原動機検査機関

1．登録の申請等(法第19条第1項関係)

法第19条第1項の規定による登録の申請は、次の事項を記載した申請書及び次の添付書類を主務大臣に提出して行うものとする。

申請書の記載事項

- ・申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・特定原動機検査事務を行おうとする事業場の住所が前号の住所と異なる場合にあっては、当該事業場の名称及び所在地

- ・ 特定原動機検査事務を開始しようとする年月日

添付書類

- ・ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- ・ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- ・ 申請者が法第 19 条第 3 項各号のいずれにも該当しないことを証する書類
- ・ 申請者が法第 19 条第 4 項各号の規定に適合することを説明した書類
- ・ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- ・ その他参考となる事項を記載した書類

2．登録の更新（法第 20 条関係）

登録は 3 年ごとに更新を受けなければ効力を失うこととする。

3．特定原動機検査事務の実施の方法（法第 21 条第 2 項関係）

（1）特定原動機検査事務の実施の方法は、下記のとおりとする。

- ・ 同一の型式に属する特定原動機の範囲が適切であることを確認すること。
- ・ 提示させる特定原動機を特定すること。
- ・ 特定原動機の排出ガス性能を測定する試験設備が告示で定める基準に適合するかどうかを確認すること。
- ・ 特定原動機が特定原動機技術基準に適合するかどうかを確認すること。

（2）登録特定原動機検査機関は、特定原動機検査事務を行ったときは、遅滞なく、当該検査事務の結果を主務大臣に通知しなければならないこととする。この通知は、下記の事項を記載した検査結果通知書により行うものとする。

- ・ 特定原動機の名称及び型式
- ・ 特定原動機を取り付けることができる特定特殊自動車の範囲
- ・ 申請者の氏名又は名称
- ・ 検査結果

4．特定原動機検査事務の実施に関する規程の記載事項（法第 21 条第 4 項関係）

特定原動機検査事務の実施に関する規程には次の事項を記載するものとする。

- ・ 特定原動機検査事務の実施方法及び検査に用いる機器に関する事項
- ・ 特定原動機検査事務を行う原動機の範囲に関する事項
- ・ 特定原動機検査事務を行う時間及び休日に関する事項
- ・ 特定原動機検査事務を行う事業場及び区域に関する事項
- ・ 特定原動機検査事務の実施体制に関する事項
- ・ 手数料及びその収納の方法に関する事項
- ・ 特定原動機検査事務に関する秘密の保持に関する事項
- ・ 特定原動機検査事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項
- ・ 法第 21 条第 6 項の規定による開示請求に係る料金に関する事項

- ・主務大臣に対する検査結果の報告の方法に関する事項
 - ・検査に要する期間に関する事項
 - ・その他特定原動機検査事務の実施に関し必要な事項
- 5．電磁的記録による記録の方法（法第21条第6項関係）
- （1）法第21条第6項第3号の主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- （2）法第21条第6項第4号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。
これらの方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならないこととする。
- ・送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ・磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 6．帳簿（法第21条第7項関係）
- （1）特定原動機検査事務に関する帳簿に記載する事項は、次のとおりとする。
- ・申請者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - ・検査の申請を受けた年月日
 - ・申請に係る特定原動機の名称、型式及び排出ガス性能
 - ・検査を行った年月日
 - ・手数料の収納に関する事項
- （2）登録特定原動機検査機関は、帳簿を保存するときは、記載の日から5年間保存しなければならないこととする。
- 7．特定原動機検査事務の休廃止の許可の申請（法第21条第8項関係）
- 登録特定原動機検査機関は、特定原動機検査事務の休廃止の許可を受けようとするときは、以下の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならないこととする。
- ・申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ・休止し、又は廃止しようとする特定原動機検査事務の範囲
 - ・休止し、又は廃止しようとする年月日
 - ・休止しようとする場合にあつては、その期間
 - ・休止又は廃止の理由
- 8．特定原動機検査事務の引継ぎ等（法第21条第9項関係）
- 登録特定原動機検査機関は、法第21条第8項の許可を受けて特定原動機検査事務の全部若しくは一部を廃止する場合、主務大臣が法第21条第9項の規定により特定原動機検査事

務の全部若しくは一部を自ら行う場合又は主務大臣が法第 23 条第 4 項若しくは第 5 項の規定により登録を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならないこととする。

- ・ 特定原動機検査事務を主務大臣に引き継ぐこと。
- ・ 特定原動機検査事務に関する帳簿及び書類を主務大臣に引き継ぐこと。
- ・ その他主務大臣が必要と認める事項。

第 2 節 特定特殊自動車検査機関

1. 特定特殊自動車検査事務の実施の方法（法第 27 条において準用する法第 21 条第 2 項関係）

(1) 特定特殊自動車検査事務の実施の方法は、特定特殊自動車特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合するかどうかを確認することとする。

(2) 登録特定特殊自動車検査機関は、特定特殊自動車検査事務を行ったときは、遅滞なく、当該検査事務の結果を主務大臣に通知しなければならないこととする。この通知は、次の事項を記載した検査結果通知書により行うものとする。

- ・ 特定特殊自動車の名称及び様式
- ・ 申請者の氏名又は名称
- ・ 特定特殊自動車の製造番号その他当該特定特殊自動車を識別することができる事項
- ・ 検査結果

2. 準用（法第 27 条関係）

特定特殊自動車検査機関に関する規定は、第 1 節に記載する内容と同様のものを規定することとする（第 1 節 3. を除く）。

第 5 章 雑則

1. 国に納める手数料について（法第 30 条関係）

(1) 実費を勘案し、下記の者が納める手数料の額を規定する。

法第 6 条第 1 項の指定（特定原動機の型式指定）を受けようとする者

法第 12 条第 3 項の承認（少数生産車の承認）を受けようとする者

法第 17 条第一項ただし書きの確認を受けようとする者

(2) 上記及び の場合で、海外で検査を受けようとする場合には、別途旅費の額を加算する。

(3) 国に手数料を納付する場合（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合を除く。）にあつては、申請書に収入印紙をはるにより納付することとする。

2. 登録特定原動機検査機関及び登録特定特殊自動車検査機関に納める手数料について（法第 30 条関係）

登録特定原動機検査機関及び登録特定特殊自動車検査機関に納める手数料の額は、それぞれ特定原動機検査事務の実施に関する規程及び特定特殊自動車検査事務の実施に関する規程

で定める額を同規定で定める方法により納付することとする。

3. 地方支分部局への委任事項

法に規定する主務大臣の権限のうち、地方支分部局の長に委任する事項を規定する。

附則

1. 経過措置（法附則第2条関係）

下記に示す書類を備え付けているものについては法第3章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は適用しないこととする。

- ・法附則第1条ただし書きに規定する日（以下「規制開始日」という。）前に製作されたものであることを証する販売契約書、賃貸借契約書又は保険契約書その他の書類を当該特定特殊自動車の使用者が所持しているもの。
- ・当該特定特殊自動車に付されている製造番号その他の当該特定特殊自動車を識別することができる事項により規制開始日前に製作されたことが証明できるもの。
- ・その他、主務大臣が指定するもの。

その他

1. 規制適用日等の経過措置

(1) 燃料の種別等に応じて規定する日（以下「規制適用日」という。）前に製作等をした特定特殊自動車のうち、下記に示す書類を備え付けているものについては、法第3章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は適用しないこととする。

- ・規制適用日前に製作されたものであることを証する販売契約書、賃貸借契約書又は保険契約書その他の書類を当該特定特殊自動車の使用者が所持しているもの
- ・当該特定特殊自動車に付されている製造番号その他の当該特定特殊自動車を識別することができる事項により規制適用日前に製作されたことが証明できるもの
- ・規制適用日前に当該特定特殊自動車が存在した事実を証する書面として主務大臣が指定するものを、当該特定特殊自動車の使用者が所持しているもの

(2) 上記(1)の規制適用日前までに製作等をした特定特殊自動車と同一の型式に属する特定特殊自動車又は輸入された特定特殊自動車のうち、下記に示す書類を備え付けているものについては、燃料の種別等に応じて規定する日（以下「継続生産車の規制適用日」という。）までの間、法第3章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は適用しないこととする。

- ・継続生産車の規制適用日前に製作されたものであることを証する販売契約書、賃貸借契約書又は保険契約書その他の書類を当該特定特殊自動車の使用者が所持しているもの
- ・当該特定特殊自動車に付されている製造番号その他の当該特定特殊自動車を識別することができる事項により継続生産車の規制適用日前に製作されたことが証明できるもの
- ・継続生産車の規制適用日前に当該特定特殊自動車が存在した事実を証する書面として主務大臣が指定するものを、当該特定特殊自動車の使用者が所持しているもの

(3) 上記(2)の規定により法第3章の規定が適用されない特定特殊自動車は、法第12条第3項における少数生産車の基準の排出ガス性能を有するものとみなすこととする。

(4) 上記 (2) の規定により法第 3 章の規定が適用されない特定特殊自動車は、少数生産車の承認における手続きにおいて、「承認後に製作等をした台数」に含めないこととする。

2 . 様式

その他必要な様式を定めることとする。